

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
① 策名	自主行動計画の推進（新聞業界）		
② 対策の概要	新聞業界における自主行動計画の策定（10月26日に機関決定）と政府によるフォローアップ		
③ 「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④ 各主体が担う取組	事業者：新聞業界（日本新聞協会）において、自主行動計画の策定及び同計画に基づき削減を行う。		
⑤ 対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	日本新聞協会に対して自主行動計画策定の働きかけを行うとともに、今後、審議会等の場においてフォローアップを行っていく予定。		
⑥ 排出削減見込量の積算の前提及び算定式	45万8,968t-CO ₂ ×0.05 排出量実績は、電力使用量にデフォルト値（0.555kg-CO ₂ /kWh）を乗じて算出。		
⑦ 積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	二酸化炭素排出量（45万8,968t-CO ₂ ）	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	基準年（2005年）から、目標年（2008年～2012年）の間に5%削減	—	2万2,948t-CO ₂
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量	同上	—	同上

(2009年度見込み)			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	同上	—	同上
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	同上	—	同上
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	同上	—	同上
⑨対策を実施するために要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	省CO ₂ 効果の見える化		
②対策の概要	様々な製品やサービスの製造・使用段階等における二酸化炭素排出量を「見える化」し、省エネ製品の買い換えによる効果や使用方法の差異による影響も含めて、消費者が評価・判断できるようにし、普及啓発を行う。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④各主体が担う取組	国民・事業者等：製品・サービスの二酸化炭素排出量の定量化を踏まえ、省CO ₂ 型の取組を実施		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	製品・サービスの二酸化炭素排出量の定量化のための手法、表示のあり方の検討・普及啓発に係る調査（平成20年度予算要求中） 法制度による対応も含めて検討		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指	—	—	—

標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要 するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	事業所・企業における業種別ベンチマークの設定 (「産業・業務部門の対策」に該当)		
②対策の概要	事業所・企業における業種別の温室効果ガス排出原単位等 (ベンチマーク)を設定する。		
③「既存対策の達成に資する 施策の追加・強化」、「排 出削減見込量を深掘りする 既存対策」又は「追加対策」 の別	追加対策		
④各主体が担う取組	事業者等：ベンチマークを活用した客観的な評価を行い、 取組を促進		
⑤対策を推進するために国が 実施する(予定の)施策	業種別ベンチマーク策定のための調査(平成20年度予算 要求中)		
⑥排出削減見込量の積算の前 提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの 出所等			
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標 及び排出削減量 (2005年度実績)	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量	—	—	—

(2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁		環境省		
①対策名	・ 自主協定の更なる推進			
②対策の概要	・ 先進的な取組を行う各業界のリーディング・カンパニーと環境省との間で温暖化対策に係る自主協定を結び、各業界における温暖化対策への取組を促す。			
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	・ 追加対策			
④各主体が担う取組	事業者：温暖化対策に係る国との自主協定の締結・自主協定内容の遵守			
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	国：温暖化対策に係る事業者との自主協定の締結・自主協定内容の遵守の監督			
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式				
⑦積算の前提としたデータの出所等				
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量	
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	なし	なし	なし	
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）				
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）				
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）				
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）				

⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における電気事業者の排出削減の取組の評価		
②対策の概要	電気事業者が取得した京都メカニズムクレジットを電気事業者ごとのCO ₂ 排出係数に反映させる方策の検討		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④各主体が担う取組	電気事業者：排出量を削減する努力を行った上で、京都メカニズムクレジットを取得する。なお、排出係数へ京都メカニズムクレジットを反映するための具体的な要件は今後検討。		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	法制度による対応も含めて検討		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量	—	—	—

(2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	集約型都市構造の実現		
②対策の概要	都市交通対策や市街地整備の連携の視点に加え、郊外の低利用地からの撤退戦略、関連して土地用途規制等の在り方まで含めた検討を実施する。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④各主体が担う取組			
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	都市計画手法等の活用について、検討を実施（平成20年度予算要求） 法制度による対応も含めて検討		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）			
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量			

(2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	公的機関の排出削減（省庁全体）		
②対策の概要	国の施設の政府実行計画及び各省の実施計画を通じた排出削減の推進 全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化の推進		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化 追加対策		
④各主体が担う取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体：国の計画に倣って実行計画を策定・太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進 ・独立行政法人等：国の計画に倣って実行計画を策定 		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> ・政府実行計画の閣議決定 ・各府省実施計画の策定 ・全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進 ・グリーン購入法に基づく率先導入の推進（高効率照明の普及（LED照明）） ・各府省実施計画の進捗状況の点検 ・関係機関及び関係業界への要請 		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2006年度実績）	対平成13年度削減率（%） 14.4% （国の目標）	—	29万t-CO2 （国の削減量）
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量	—	—	—

(2008年度見込み)			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	8%	—	16万t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	8%	—	16万t-CO2
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	8%	—	16万t-CO2 (うち太陽光発電分2,934t-CO2)
⑨対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁		環境省	
①対策名	公的機関の排出削減（環境省分）		
②対策の概要	国の施設の政府実行計画及び各省の実施計画を通じた排出削減の推進 全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化の推進		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化 追加対策		
④各主体が担う取組			
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府実行計画の閣議決定 ・ 各府省実施計画の策定 ・ 全国の官庁施設における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化を集中的に推進 ・ グリーン購入法に基づく率先導入の推進（高効率照明の普及（LED照明）） ・ 各府省実施計画の進捗状況の点検 ・ 関係機関及び関係業界への要請 		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2006年度実績）	対平成13年度削減率（%） 9.7%	—	652t-CO2
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指		—	

標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	10%		672t-C02
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	10%	—	672t-C02
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	10%	—	672t-C02
⑨対策を実施するために要 するコスト			

各府省庁の「実施計画」策定状況について

府省庁名	基準年 (H13年度) 排出量 (トンCO2/年)	H18年度 排出量 (トンCO2/年)	H18/H13 増減率 (%)	H22~24 /H13 削減目標 (%)	現時点での太陽光発電・建物緑化 の整備見込量		
					太陽光		緑化 (㎡)
					(㎡)	(kW)	
内閣官房	1,837	14,049	664.7 %	136.2 %	2,630	263	100
内閣府	9,374	9,596	2.4 %				
警察庁	32,549	31,338	-3.7 %	-11.3 %	7,070	707	343
金融庁	1,224	1,500	22.5 %	22.5 %	—	—	—
総務省	14,320	12,961	-9.5 %	-10 %	300	30	0
法務省	328,142	303,901	-7.4 %	-8.1 %	13,600	1,360	14,783
外務省	7,157	6,621	-7.5 %	-8 %	664	66	0
財務省	131,999	119,986	-9.1 %	-8 %	2,750	275	10,920
文部科学省	5,430	4,894	-9.9 %	-8 %	—	—	—
厚生労働省	116,074	113,966	-1.8 %	-13.2 %	4,650	465	2,942
農林水産省	144,159	129,611	-10.1 %	-10.1 %	—	—	—
経済産業省	25,556	20,437	-20.0 %	-21 %	200	20	0
国土交通省	1,041,573	827,505	-20.6 %	-8.5 %	20,111	1,921	10,113
環境省	6,694	6,043	-9.7 %	-10 %	300	30	300
防衛省	115,765	94,635	-18.3 %	-8 %	1,100	110	7,000
内閣法制局	309	310	0.3 %	-15.3 %	—	—	—
人事院	1,718	1,504	-12.5 %	-8.3 %	1,400	140	0
宮内庁	8,487	7,299	-14.0 %	-8 %	600	60	0
公正取引委	1,247	1,436	15.2 %	15.2 %	—	—	—
会計検査院	1,165	583	-50.0 %	—	—	—	—
【参考】合同庁舎(政府内合計)→					11,200	1,120	10,495
合計	1,994,779	1,708,175	-14.4 %	-8.2 %	66,575	6,567	56,996

※ 「H18年度排出量」は暫定値であるため、確定値が出された時に、これに伴って、「H18/H13増減率」や「H22～24/H13削減目標」も微修正される可能性がある。

※ 各省庁における太陽光・緑化の整備予定面積には、合同庁舎を含まず、各省庁単独管理庁舎のみを集計。(合同庁舎は国土交通省官庁営繕部において太陽光・緑化の整備を行うため、参考欄に別途集計。)

※ 会計検査院は憲法上の独立機関であるためオブザーバー参加(実施計画の策定対象外)。

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①「 策名	地域における地球温暖化対策の取組の強化(地域推進計画)		
②対策の概要	一定規模以上の地方公共団体の温暖化対策に係る地域計画(地域推進計画)の策定を法的に明確に位置付けることを検討。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④各主体が担う取組	地方公共団体(一定規模以上):地域推進計画を策定し、地域の自然的社会的条件に応じた地球温暖化対策を実施する。		
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	法制度による対応も含めて検討		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005年度実績)	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008年度見込み)	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009年度見込み)	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2010年度見込み)	—	—	—
⑧-4 対策の評価に関する指	—	—	—

標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要 するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
① 策名	地域における地球温暖化対策の取組の強化（活動推進センター等）		
② 対策の概要	都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員の更なる活用の検討		
③ 「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④ 各主体が担う取組	都道府県地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止活動推進員等と連携を図りながら、地域における地球温暖化対策を促進させる。 地球温暖化防止活動推進員：都道府県地球温暖化防止活動推進センター等と連携を図りながら、地域における地球温暖化対策を促進させる。		
⑤ 対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	法制度による対応も含めて検討		
⑥ 排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦ 積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指	—	—	—

標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)			
⑧-4 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要 するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	民間金融の活用（調査）		
②対策の概要	投資家の投資判断に企業の環境保全などの社会的取組を組み入れるための調査・検討を行う。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④各主体が担う取組	事業者：環境保全等の社会的取組に関する情報の開示。 投資家：環境等の社会的価値を考慮した投資、融資。		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	投資家等が、企業等が行う環境などの社会的取組を適正に評価できる環境の整備等に向けた調査検討を行う。		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）			
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）			
⑧-4 対策の評価に関する指			

標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要 するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
① 対策名	民間金融の活用（政策融資）		
② 対策の概要	京都議定書目標達成計画を促進する事業やエコアクション21取得者等を貸付対象とした財政投融資制度（平成20年度要求）。		
③ 「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策		
④ 各主体が担う取組	投資家：環境等の社会的価値を考慮した投資、融資。 事業者：環境マネジメントシステムの導入による、環境に配慮した企業活動の推進。		
⑤ 対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	政策金融により企業の環境への配慮に対する経済的インセンティブを提供（平成20年度要求）。 地球温暖化対策に資する事業を行う事業者に対し、融資金利の一部を助成（平成20年度要求）		
⑥ 排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦ 積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）			
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）			

⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	業務部門等における温室効果ガスの排出削減対策の推進		
②対策の概要	一定規模以上のチェーン店等につき一括した取組の更なる強化の検討		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策 既存対策の達成に資する施策の追加・強化		
④各主体が担う取組	事業者（温室効果ガスを一定量以上排出する事業者）： チェーン店を含め温室効果ガスの排出量を削減する取組を実施。		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	法制度による対応も含めて検討		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	調整中	調整中	調整中
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	同上	同上	同上
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	同上	同上	同上
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	同上	同上	同上
⑧-4 対策の評価に関する指	同上	同上	同上

標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指 標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	同上	同上	同上
⑨対策を実施するために要 するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省、国土交通省
①対策名	緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO ₂ 化
②対策の概要	<p>施設緑化や保水性建材、高反射性塗装などヒートアイランド対策と省CO₂化の両方に資する技術を組み合わせて一体的に導入する。</p> <p>環境省では対策技術の普及促進を図るために、都市部にクールスポットや冷氣誘導のための風の通り道の保全と創出を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和に資する補助事業（クールシティ中枢街区パイロット事業）を実施（2007年度より実施）。</p> <p>国土交通省では、予算措置及び税制措置により、民間事業者が行う都市緑化事業を支援（2002年度より実施）</p>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	民間事業者：ヒートアイランド対策及びCO ₂ 排出量削減に資する対策事業の実施
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<p>クールシティ中枢街区パイロット事業</p> <p>民間事業への補助（2007年度から2011年度実施予定）</p> <p>緑地環境整備総合支援事業による民間事業への間接補助（2008年度予算要求中）</p> <p>緑化施設整備計画認定制度による税制優遇措置（2002年度から2008年度実施）</p>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>積算時に見込んだ前提</p> <p>○屋上緑化普及面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 52ha（2002年度時点）、105ha（2004年度） 160ha（2006年度時点）※¹ <p>○電力のCO₂排出原単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0.425 [kg-CO₂/kWh]（本基準値） <p>○「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細説明</p> <p>クールシティ中枢街区パイロット事業の実施により、モデル街区以外にも対策技術が普及することを想定した。対策技術は複数あるが、屋上緑化以外は知見</p>

等が不足していることにより、屋上緑化の普及による排出削減見込量を算出した。

全国屋上・壁面緑化施工面積調査をもとに近似直線を算出し、今後の施工面積を約 310ha と推定した。

また、屋上緑化に伴う冷房負荷削減による排出削減見込量は各研究により推計値が異なるため、複数の知見で推計した。

(1) 2008～2012 年における屋上緑化施工増加面積指標
(2005 年度基準)

2008 年 : 73 [ha]

2009 年 : 98 [ha]

2010 年 : 123 [ha]

2011 年 : 149 [ha]

2012 年 : 174 [ha]

(2) 屋上緑化に伴う冷房負荷削減による排出削減見込量 (1ha 当たり)

(※ 2 データを用いた場合)

$10,000 \text{ [m}^2\text{/ha]} * 0.425 / 0.555 * 5.218 / 1000 \text{ [t/kg]}$
 $\doteq 40 \text{ [t-CO}_2\text{/年} \cdot \text{ha]}$

・電力の CO₂ 排出原単位 0.555 [kg-CO₂/kWh] ※²

・屋上緑化による冷房等の熱負荷削減における CO₂ 削減量 5.218 [kg-CO₂/m²・年] ※²

(※ 3 データを用いた場合)

$10,000 \text{ [m}^2\text{/ha]} * 0.425 / 0.690 * 30.3 / 1000 \text{ [t/kg]}$
 $\doteq 187 \text{ [t-CO}_2\text{/年} \cdot \text{ha]}$

・電力の CO₂ 排出原単位 0.69 [kg-CO₂/kWh] ※³

・屋上緑化による冷房等の熱負荷削減における CO₂ 削減量 30.3 [kg-CO₂/m²・年] ※³

(※ 4 データを用いた場合)

$10,000 \text{ [m}^2\text{/ha]} * 0.425 * 0.56 / 3 * 65 / 1000 \text{ [t/kg]}$
 $\doteq 52 \text{ [t-CO}_2\text{/年} \cdot \text{ha]}$

・エアコン COP 3.0 (推定)

・緑化による冷房等の熱負荷削減効果
0.56 [kWh/m²・日] ※⁴

・冷房運転日数 65 日 ※⁵

○ (1) * (2) より排出削減見込量を推定

⑦積算の前提としたデータの出所等	※1 「全国屋上・壁面緑化施工面積調査」国土交通省 ※2 「平成18年度環境と経済の好循環のまちモデル事業」報告書（クールルーフ推進協議会） ※3 「感覚環境の街作り」報告書（環境省） ※4 「新・緑空間デザイン技術マニュアル」（（財）都市緑化技術開発機構） ※5 「環のくらし会議第4回住まいとくらし分科会」資料より		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	屋上緑化面積	1.3～5.9万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.5～2.5 万t-CO2 （既存）
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	屋上緑化面積	0.7～3.2万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.3～1.4 万t-CO2
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	屋上緑化面積	0.9～4.3kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.4～1.8 万t-CO2
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	屋上緑化面積	1.2～5.4万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.5～2.3 万t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）	屋上緑化面積	1.4～6.5万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.6～2.8 万t-CO2
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2012年度見込み）	屋上緑化面積	1.6～7.6万kWh （屋上緑化の場合の省エネ）	0.7～3.2 万t-CO2
⑨対策を実施するために要するコスト	7億円補助（事業費14億円）（環境省事業分） 3億円補助（国土交通省分）		

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省
①対策名	省エネ機器の買い替え促進
②対策の概要	①電気ポット、②食器洗い機、③電球型蛍光灯、④節水型シャワーヘッド、⑤空調用圧縮機省エネ制御装置について、エネルギー消費量の少ない製品への買い替えを促進する。
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	排出削減見込量を深掘りする既存対策
④各主体が担う取組	①電気ポット、②食器洗い機、③電球型蛍光灯、④節水型シャワーヘッド、⑤空調用圧縮機省エネ制御装置について、エネルギー消費量の少ない製品への買い替え。
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	① 主体間連携モデル推進事業（省エネ家電） ② 「環のくらし」普及啓発事業 ③ 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	<p>排出削減見込量 $= \text{各機器の導入台数 (A)} \times \text{1台当りのエネルギー消費削減量 (B)} \times \text{CO2 排出原単位 (C)}$</p> <p>各機器とも、機器の導入量が0の場合との差から削減量を想定している。</p> <p>(A) 各機器の導入台数：⑦を参照</p> <p>(B) 1台当りのエネルギー消費削減量： ① 電気ポット 従来型と省エネ型の電気ポットの年間消費電力をそれぞれ681kWh/年/台、314kWh/年/台とした（約54%の省エネに相当）。よって、省エネ型電気ポットの導入によるエネルギー消費削減量は367(=681-314)kWh/年/台。 ② 食器洗い機 本機器の導入による省エネ率は、約56%と想定し、これより1台当たりのCO2削減量は年間約69kg-CO2/台と想定した。 ③ 電球型蛍光灯 家庭用については、白熱灯と電球型蛍光灯の消費電力をそれぞれ60W、12Wとした（約80%の省エネに相当）。</p>

さらに、1日当たり2時間電灯を使用すると想定して年間点灯時間を730時間とし、1個当たりの消費電力削減量を約35kWh/個（(60W-12W)×730時間=約35kWh/個）とした。

業務用については、白熱灯と電球型蛍光灯の消費電力をそれぞれ60W、12Wとした（約80%の省エネに相当）。さらに、1日当たり12時間電灯を使用し、点灯日数を200日間と想定して年間点灯時間を2,400時間とし、1個当たりの消費電力削減量を約115kWh/個（(60W-12W)×2,400時間=約115kWh）とした。

④ 節水型シャワーヘッド

通常シャワーの使用水量を12リットル/分と想定し、シャワーの使用時間を一回当たり10分と想定し、節水シャワーヘッドを導入することで約2割の節水が達成されるとして、1回当たりの節水量を24リットル/回（12リットル/分×10分/回×2割=24リットル/回）とした。さらに、20℃の水道水をガス式の給湯器で40℃まで加熱すると想定し、1回当たりの省エネ量を約2.0MJ/回（24リットル/回×(40℃-20℃) cal/g×0.00419MJ/kcal=約2.0MJ/回）とした。シャワーは1日1回使用すると想定（年間365回/個）し、1個当たりの消費燃料の削減量を約733MJ/個（2.0MJ/回×365回/個=約733MJ/個）と見込んだ。

⑤ 空調用圧縮機省エネ制御装置

空調用圧縮機省エネ制御装置とは、室内の快適性を損なわない範囲で空調用圧縮機の発停止を自動的に行って稼働時間を短縮し、圧縮機の電力消費量を削減する装置のこと。中小ビルの空調システムとして一般的なパッケージ空調機への導入が可能な、後付け用汎用型装置であり、一定間隔で圧縮機を停止させる停止装置、サーモスタットを利用する制御装置等である。

省エネ効果については、13%とした。また、導入対象となる事業所の空調用途の電力消費量については、約1.6万kWh/事業所とした。従って、1台当たりの消費電力削減量については、約0.2万kWh/台（1.6万kWh/事業所×13%=約0.2万kWh/台）とした。

(C) CO2 排出原単位：

①、③、⑤：電力の削減に伴うCO2 排出原単位として、0.6 kgCO2/kWh を使用

②：直接CO2 削減量を想定

④：都市ガスの削減に伴うCO2 排出原単位として、0.0506kgCO2/MJ を使用

<p>⑦積算の前提としたデータの出所等</p>	<p>(A) 各機器の導入台数： ① 出荷台数：日本電機工業会 省エネ型の出荷比率：メーカー等による推計 ② 出荷台数：日本電機工業会 ③ 出荷台数：機械統計年報等を元に推計 ④ 2004年の導入量：「省エネルギー対策実態調査、省エネルギーセンター」の導入率から想定 2005年以降の導入量：メーカーヒアリングを元に想定 ⑤ メーカーヒアリングを元に想定</p> <p>(B) 1台当りのエネルギー消費削減量： ① 「地球温暖化防止に向けた住まいとくらしにおける取組に係る調査業務報告書、平成15年（環境省調査）」 ②、③、④、⑤メーカーヒアリング等</p>		
<p>—</p>	<p>対策評価指標</p>	<p>省エネ／新エネ量</p>	<p>排出削減量</p>
<p>⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)</p>	<p>導入台数(万台) ① 730 ② 560 ③10,500 ④ 1,190 ⑤ 4.3</p>	<p>①2,700 百万 kWh ② — ③3,800 百万 kWh ④8,800TJ ⑤ 90 百万 kWh</p>	<p>削減量(万 t-CO2) ① 160 ② 38 ③ 230 ④ 44 ⑤ 5 計 470</p>
<p>⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)</p>	<p>① 990 ② 740 ③14,900 ④ 1,580 ⑤ 7.5</p>	<p>①3,600 百万 kWh ② — ③5,300 百万 kWh ④11,600TJ ⑤ 160 百万 kWh</p>	<p>① 220 ② 51 ③ 320 ④ 59 ⑤ 9 計 660</p>
<p>⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)</p>	<p>① 1,070 ② 830 ③16,800 ④ 1,710 ⑤ 8.5</p>	<p>①3,900 百万 kWh ② — ③6,000 百万 kWh ④12,600 TJ ⑤ 180 百万 kWh</p>	<p>① 240 ② 57 ③ 360 ④ 64 ⑤ 11 計 730</p>
<p>⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)</p>	<p>① 1,150 ② 920 ③18,800 ④ 1,840 ⑤ 9.5</p>	<p>①4,200 百万 kWh ② — ③6,700 百万 kWh ④13,500 TJ ⑤ 200 百万 kWh</p>	<p>① 250 ② 63 ③ 400 ④ 68 ⑥ 12 計 800 (40万 t-CO2の深掘り)</p>
<p>⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量</p>	<p>① 1,210 ② 1,020</p>	<p>①4,400 百万 kWh ② —</p>	<p>① 270 ② 71</p>

(2011年度見込み)	③20,700 ④ 1,970 ⑤ 10.5	③7,400 百万 kWh ④14,400 TJ ⑤ 220 百万 kWh	③ 450 ④ 73 ⑤ 13 計 870
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	① 1,230 ② 1,140 ③22,700 ④ 2,100 ⑤ 11.5	①4,500 百万 kWh ② - ③8,100 百万 kWh ④15,400 TJ ⑤ 240 百万 kWh	① 270 ② 79 ③ 490 ④ 78 ⑤ 14 計 930
⑨対策を実施するために要するコスト	<p>機器の導入に際しユーザーが追加的に負担する初期費用</p> <p>① 電気ポット:数千円/台 (従来型と省エネ型の価格差メーカー希望小売価格)</p> <p>② 食器洗い機:約4万円/台 (機械統計による平均単価)</p> <p>③ 電球型蛍光灯:約900円/台 (白熱灯との価格差)</p> <p>④ 節水型シャワーヘッド:追加費用0円/台 (新築住宅等において自然に導入が進むと想定)</p> <p>⑤ 空調用圧縮機省エネ制御装置:約10万円/台 (中核的温暖化対策技術検討会)</p>		

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省
①対策名	国内排出量取引制度の導入
②対策の概要	国内排出量取引制度について、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討する。
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	追加対策
④各主体が担う取組	—
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<p>費用効率的な削減と取引等に係る知見・経験の蓄積を図るため、自ら定めた削減目標を達成しようとする企業に対して、経済的なインセンティブを与えるとともに、排出枠の取引を活用する自主参加型の国内排出量取引を実施する。</p> <p>この自主参加型の排出量取引事業は、2005年度から毎年実施しており、3カ年で合計150社が参加。2008年度からは、より広範囲の事業者の参加を促し本制度の充実を図るとともに、EU域内排出量取引制度等の国際的動向を踏まえながら、排出量取引全般について関係者等の理解を得つつ、検討を進めていく。</p> <p>【2008年度予算要求のうち関連するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業（3,000百万円） ○国内排出量取引推進事業（250百万円）
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	—
⑦積算の前提としたデータの出所等	—

—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	—	—	—
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト	自主参加型国内排出量取引制度の運営費用等 (3,250百万円)		

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁		環境省		
①対策名	・住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価制度の充実			
②対策の概要	・建設物の省エネ化、新築住宅の省エネ化・既存住宅の省エネ改修に対する税制優遇措置、省エネ改修の普及啓発			
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	・既存対策の達成に資する施策の追加・強化			
④各主体が担う取組	事業者・家庭：住宅・建築物の省エネ性能の向上			
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	国：省エネ住宅・建築物への税制優遇措置の導入 省エネ住宅リフォーム普及啓発事業の実施			
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式				
⑦積算の前提としたデータの出所等				
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量	
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	新築建築物の省エネ基準達成率76%、新築住宅の省エネ基準達成率30%	なし	940万トン+520万トン	
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	新築建築物の省エネ基準達成率80%、新築住宅の省エネ基準達成率51%		1,870万トン+710万トン	
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	新築建築物の省エネ基準達成率80%、新築住宅の省エネ基準達成率58%		2,200万トン+780万トン	

⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	新築建築物の省エネ基準達成率80%、新築住宅の省エネ基準達成率65%		2,550万トン+850万トン
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁		環境省		
①対策名	サマータイム			
②対策の概要	夏季(4~10月)に時計を1時間早く進めることで、夕方の明るい時間が1時間長くなることによる照明需要の低減や、朝の気温の低いときに活動が始まることによる冷房需要の低減を図る。			
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化			
④各主体が担う取組	国民・事業者・地方自治体：サマータイムに応じたライフスタイルの見直し			
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	サマータイムの導入について、ライフスタイルやワークスタイルのあり方も含めて国民的議論の展開を図り、環境意識の醸成と合意形成を図る。			
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	別紙のとおり			
⑦積算の前提としたデータの出所等				
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量	
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005年度実績)	エネルギー需要の試算による導入せず	—	—	
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008年度見込み)	—	—	—	
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009年度見込み)	—	—	—	

⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	—	—	—
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト			

サマータイム導入による効果試算結果

		試算結果	C02 削減効果	
		原油換算 (万 k1)	C02 換算 (万トン C02)	
直接的な 省エネ効果	家庭用照明需要	▲ 42.7	▲ 60.1	
	家庭用冷房需要	4.5	6.3	
	業務用冷房需要	▲ 10.0	▲ 14.0	
	業務用ガス冷房需要	▲ 3.7	▲ 6.9	
	北海道・東北地方の暖房 需要	▲ 1.9	▲ 4.8	
	業務用 照明需要	自動車教習所	▲ 1.5	▲ 2.1
		ゴルフ練習場	▲ 1.3	▲ 1.9
		ガソリンスタ ンド	▲ 6.5	▲ 9.1
		公共用ナイタ ー	▲ 4.4	▲ 6.2
		プロ野球場	▲ 0.1	▲ 0.1
		広告用ネオン 照明	▲ 1.2	▲ 1.7
		広告看板照明	▲ 0.5	▲ 0.7
		その他	▲ 12.9	▲ 18.1
	自動車照明需要	▲ 9.1	▲ 23.6	
合計	▲ 91.3	▲ 143.0		

(平成18年度環境省調査)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
①対策名	地方公共団体における計画策定を始めとする排出削減の促進（公立小・中・高校の排出削減を含む）		
②対策の概要	都道府県及び市町村は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされている。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化		
④各主体が担う取組	地方公共団体：①温室効果ガスの総排出量に関する数値的な目標と達成期限を掲げる。②庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理場、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の事業も対象とする		
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	①実行計画策定のためのマニュアルを作成するなど地方公共団体を支援する。②透明性の確保の観点から、地方公共団体の公表した結果についてとりまとめ、一覧性をもって公表する。		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	計画の策定率 実行計画 38.2% 推進計画 5.7%	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	—	—	—

⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	計画の策定率 実行計画 100% (調整中)	—	—
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	同上	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	同上	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省		
① 策名	新エネルギー対策の推進（民間の自主的取組の促進等）		
② 対策の概要	グリーン電力証書等の民間の自主的取組の促進等の検討		
③ 「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化 （新エネルギー対策の推進）		
④ 各主体が担う取組	国民・事業者：グリーン電力証書等の積極的な利用。 グリーン電力証書等に係る認証機関：発行する証書等の信頼性を向上させる。		
⑤ 対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	法制度による対応も含めて検討		
⑥ 排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦ 積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量（2005年度実績）	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2008年度見込み）	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2009年度見込み）	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2010年度見込み）	—	—	—
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量（2011年度見込み）	—	—	—

⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省
①対策名	エコドライブの普及促進
②対策の概要	(プロドライバー及び一般ドライバーを対象とした対策・施策の強化) エコドライブ支援機器の導入促進
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化 (既存対策 環境に配慮した自動車使用の促進 (エコドライブの普及促進による自動車運送事業等のグリーン化))
④各主体が担う取組	製造事業者：エコドライブ関連機器の開発・販売 運送事業者：エコドライブ関連機器の導入、エコドライブの実施、タクシープールの整備、高度 GPS-AVM システムによる効率的配車の実施、省エネルギー法に基づく中長期計画の作成及び実施 消費者：エコドライブ関連機器の導入、エコドライブの実施
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブ支援機器導入促進事業(平成20年度予算要求中：平成20年度から3年間) ・ EMSモデル事業に対する支援等によりエコドライブの取組を普及促進 ・ タクシープールの整備によるアイドリングストップの実証実験 ・ 高度 GPS-AVM システムの整備の支援 ・ アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発 (エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)による取組に基づくエコドライブの普及促進) ・ 省エネルギー法の自動車運送事業者への適用 ・ 「グリーン物流パートナーシップ会議」を通じた取組の促進 ・ インセンティブの設定等によるエコドライブの普及・推進(平成20年度予算要求中)
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	積算時に見込んだ前提 <ul style="list-style-type: none"> ・ エコドライブ関連機器導入による1台あたりのCO2排出削減効果：約15% 「排出削減見込量」の算出に至る計算根拠・詳細(内訳等)説明

	<p>環境に配慮した自動車使用の促進が図られることによる CO2 排出削減見込量を次のように算定。</p> <p>エコドライブ関連機器導入 (営業用トラック)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業用トラック 1 台あたりの年間 CO2 排出量 40.1t-CO2 ○ 営業用トラックへのエコドライブ関連機器普及台数 20 万台 <p style="text-align: center;">40.1 t-CO2×15%×20 万台=約 120 万 t-CO2</p> <p>(営業用バス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業用バス 1 台あたりの年間 CO2 排出量 38.3 t-CO2 ○ 営業用バスへのエコドライブ関連機器普及台数 5,900 台 <p style="text-align: center;">38.3 t-CO2×15%×5,900 台=約 3 万 t-CO2</p> <p>高度 GPS-AVM システム導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高度 GPS-AVM システムによる配車距離の削減量 約 1km ○タクシー燃料消費量 0.18 L/km ○1 台あたりの平均配車回数 6.2 回/日 ○タクシー車両数 26 万 7141 台 (平成 16 年 3 月末) ○高度 GPS-AVM システム導入率 2010 年度の普及見込み 16% ○LP ガス 1L 当たり CO2 排出量 1.68kg-CO2/L <p style="text-align: center;">約 1km×0.18L/km×6.2 回/日×365 日×26 万 7141 台×16%×1.68kg-CO2/L=約 4 万 t-CO2</p> <p>以上より、排出削減見込量を約 130 万 t-CO2 と見込む。</p>
⑦積算の前提としたデータの出所等	

—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)	エコドライブ関連機器の普及台数 7万台 高度 GPS-AVM システム導入率 7.4%		約 44 万 t-CO2
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)			
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)			
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	エコドライブ関連機器の普及台数 20万台 高度 GPS-AVM システム導入率 16%		約 130 万 t-CO2
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)			
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)			
⑨対策を実施するために要するコスト			

(別添1)

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	国土交通省・環境省		
①対策名	交通流対策・公共交通機関の利用促進等		
②対策の概要	コンパクトなまちづくり等の交通需要管理施策を推進する。		
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化 (公共交通機関の利用促進)		
④各主体が担う取組	【地方自治体・事業者】 公共交通の整備・利用の拡大		
⑤対策を推進するために国が実施する(予定の)施策	低炭素地域づくり面的対策推進事業(平成20年度予算要求中)		
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式			
⑦積算の前提としたデータの出所等			
—	対策評価指標	省エネ/新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量(2005年度実績)	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2008年度見込み)	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2009年度見込み)	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量(2010年度見込み)	—	—	—

⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	-	-	-
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	-	-	-
⑨対策を実施するために要するコスト			

京都議定書目標達成計画に盛り込む予定の追加対策等について

担当府省庁	環境省
①対策名	カーボン・オフセットの推進
②対策の概要	<p>「カーボン・オフセット」とは、日常生活や経済活動において避けることができないCO₂の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出されるCO₂についてその排出量を見積り、排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資すること（具体的には、排出削減プロジェクトの実施に伴う排出削減量の取得）等により、排出されるCO₂を埋め合わせるという考え方である。</p> <p>カーボン・オフセットの取組を広めることにより、事業者、国民等幅広い主体による自主的なCO₂の排出削減の実施が促進され、京都議定書の目標達成にも資する。</p>
③「既存対策の達成に資する施策の追加・強化」、「排出削減見込量を深掘りする既存対策」又は「追加対策」の別	既存対策の達成に資する施策の追加・強化
④各主体が担う取組	<p>【国民・事業者】 CO₂削減努力の実施及びCO₂排出量に見合ったCO₂削減活動への投資（又は、CO₂削減活動の実施）を行う。</p>
⑤対策を推進するために国が実施する（予定の）施策	<p>2007年度に公表予定のカーボン・オフセットのあり方に関する指針に基づき、2008年度はモデル事業調査を実施し、オフセットの対象となる排出量の算定方法、オフセットに用いる排出削減量の算定・検証等について検討を進めるとともにカーボン・オフセットの取組の普及に努める。</p> <p>【2008年度予算要求のうち関連するもの】 ○カーボン・オフセット推進事業（50百万円）</p>
⑥排出削減見込量の積算の前提及び算定式	—

⑦積算の前提としたデータの出所等	—		
—	対策評価指標	省エネ／新エネ量	排出削減量
⑧ 対策の評価に関する指標及び排出削減量 (2005年度実績)	—	—	—
⑧-1 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2008年度見込み)	—	—	—
⑧-2 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2009年度見込み)	—	—	—
⑧-3 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2010年度見込み)	—	—	—
⑧-4 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2011年度見込み)	—	—	—
⑧-5 対策の評価に関する指標及び排出削減見込量 (2012年度見込み)	—	—	—
⑨対策を実施するために要するコスト	—		